

処 分 基 準

令和４年３月１５日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第１０条の９第２項
処 分 の 概 要：年少射撃資格者に対する指示
原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第３条第１項第４号の８（所持の禁止）、第４条第１項第５号の２（所持許可）、第１０条の９第２項
処 分 基 準： 銃砲刀剣類所持等取締法等に違反し、かつ、空気銃について適正な取扱いを行っていないと認めるときで、 ・ その違反行為が比較的軽微である ・ 違反行為が反復して行われておらず、営利性、計画性も認められない ・ 違反行為の再発防止が期待できる 等の条件を満たす場合は、危害予防上必要な措置を執るべきことを指示する。
問 合 せ 先：住所地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課092-641-4141、内3177
備 考：